平成２９年（フ）第３７号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手612番地
早馬一般住宅１号棟１号室
債務者　野田　和幸
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
山梨県北杜市須玉町小倉126番地、前住所山梨県北杜市高根町箕輪558番地　旧住所　愛知県岡崎市羽根町字陣場145番地２
債務者　小山　広高
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
山梨県北杜市須玉町小倉126番地、旧住所愛知県岡崎市羽根町字陣場145番地２
債務者　小山　美香
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
大分県豊後大野市犬飼町下津尾3396番地１
債務者　後藤由美子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５８号
北海道苫小牧市住吉町１丁目４番１－103号
債務者　川合　明美
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第５９号
北海道苫小牧市船見町１丁目６番４号タウンハウス船見Ｃ棟204
債務者　今野　寿巳
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１２３号
岐阜市大洞桐が丘１丁目22番地39（ロイヤルグリーン　３　102号室）
債務者　多和田佳代
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１８号
岐阜県加茂郡七宗町中麻生1132番地１　七宗グリーンハイツ201号室
債務者　後藤　初江
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第２５１号
兵庫県三田市下内神525－１　医療法人　敬愛会　三田高原病院、住民票上の住所兵庫県朝来市和田山町林垣1238番地
債務者　福富　一夫
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８号
兵庫県伊丹市池尻３丁目399番地
債務者　今中護こと　今中　　護
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
兵庫県宝塚市南口２丁目９番３－302号
債務者　伊藤　敬子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
鳥取県西伯郡大山町高田４番地２
債務者　前田　幸和
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第３７号
広島県三原市皆実４丁目８番35号　ますの荘12号
債務者　日山　剛史
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２８号
福岡県田川郡川崎町大字田原129番地　三井栄町団地81号
債務者　二場　竹代
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第１４３号
宮崎市京塚１丁目３番１号　野バラ荘103号
債務者　永野　藤雄
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７４号
金沢市泉３丁目３番11号　エスポアメゾン201号、従前の住所石川県河北郡内灘町字千鳥台４丁目113番地
債務者　菊地　　大
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
金沢地方裁判所民事部